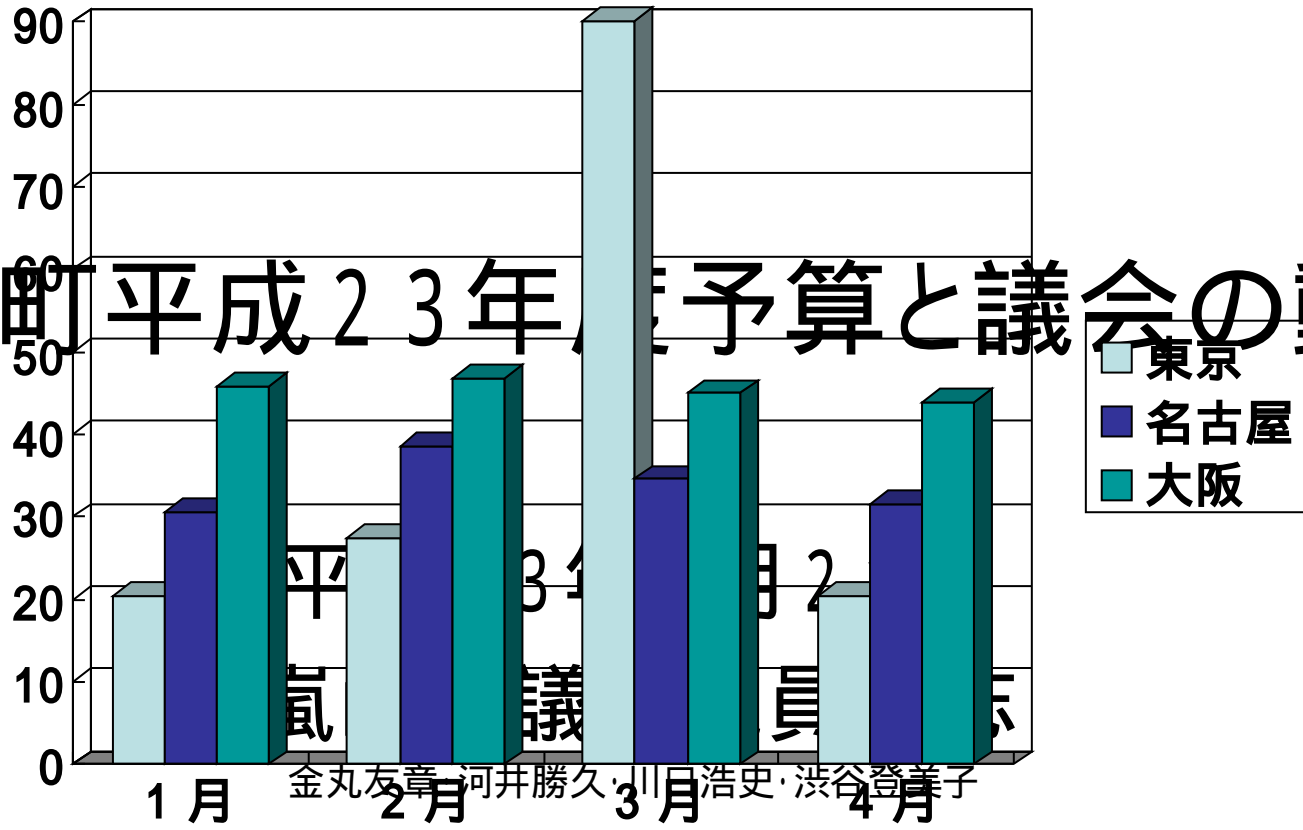


# 嵐山町平成23年度予算と議会の動き



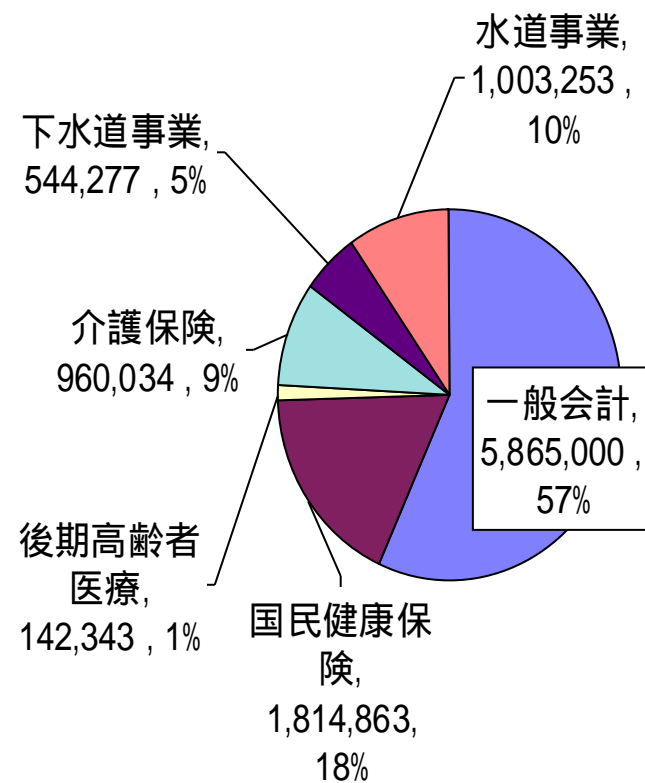
## 次第(司会 河井勝久)

- 1、嵐山町の平成23年度予算全般について(渋谷)
- 2、第5次総合振興計画と新規事業(金丸)
- 3、公共施設の耐震と上下水道(川口)
- 4、平沢土地地区画整理組合の財政(河井)
- 5、議会基本条例のその後(河井)
- 6、(仮称)地球温暖化対策推進条例
- 7、意見交換

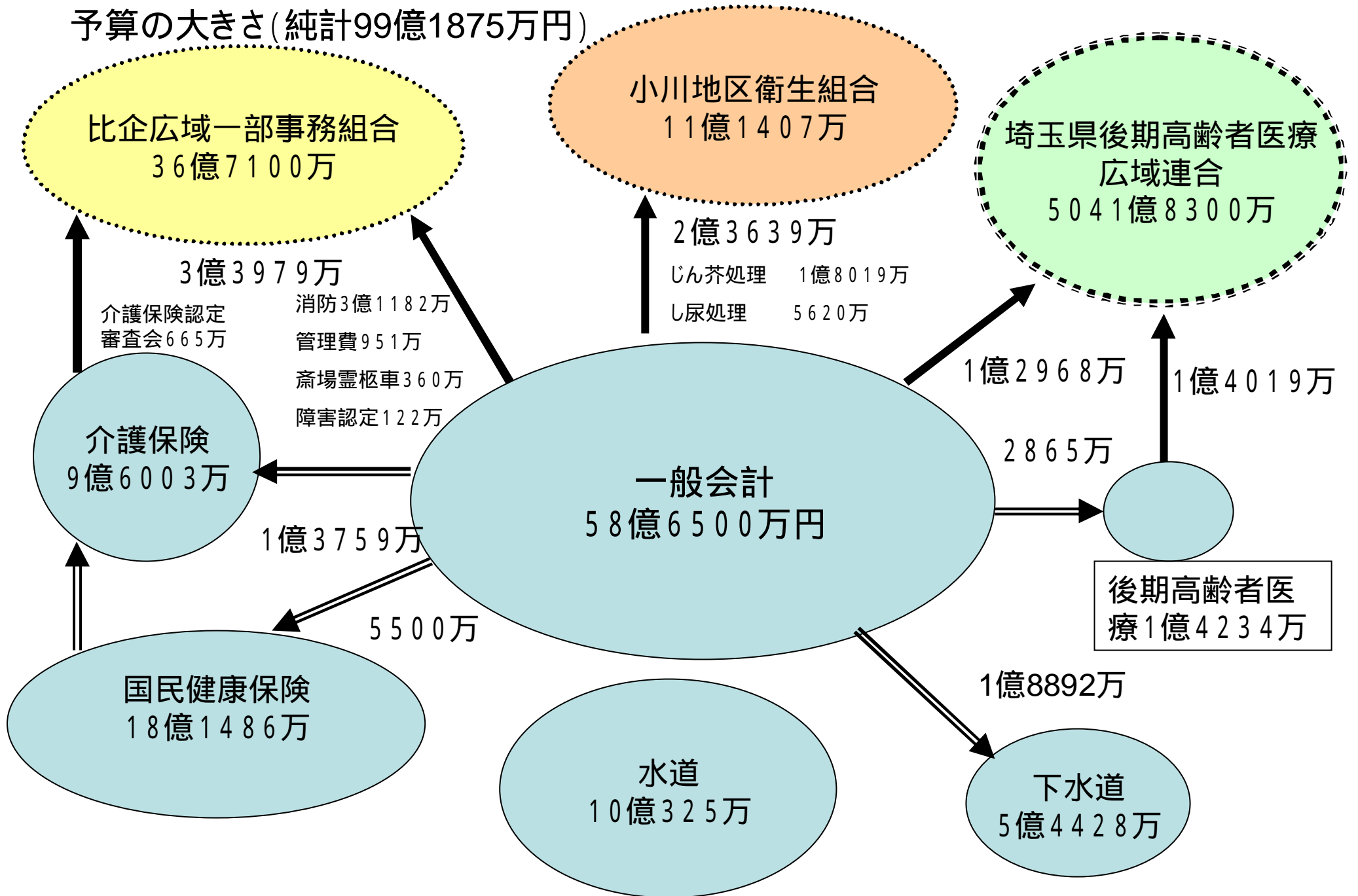
# 平成23年度予算一覽

(千円)

一般会計	5,865,000
国民健康保険	1,814,863
後期高齢者医療	142,343
介護保険	960,034
下水道事業	544,277
水道事業	1,003,253
合計	10,329,752
純計	9,918,753

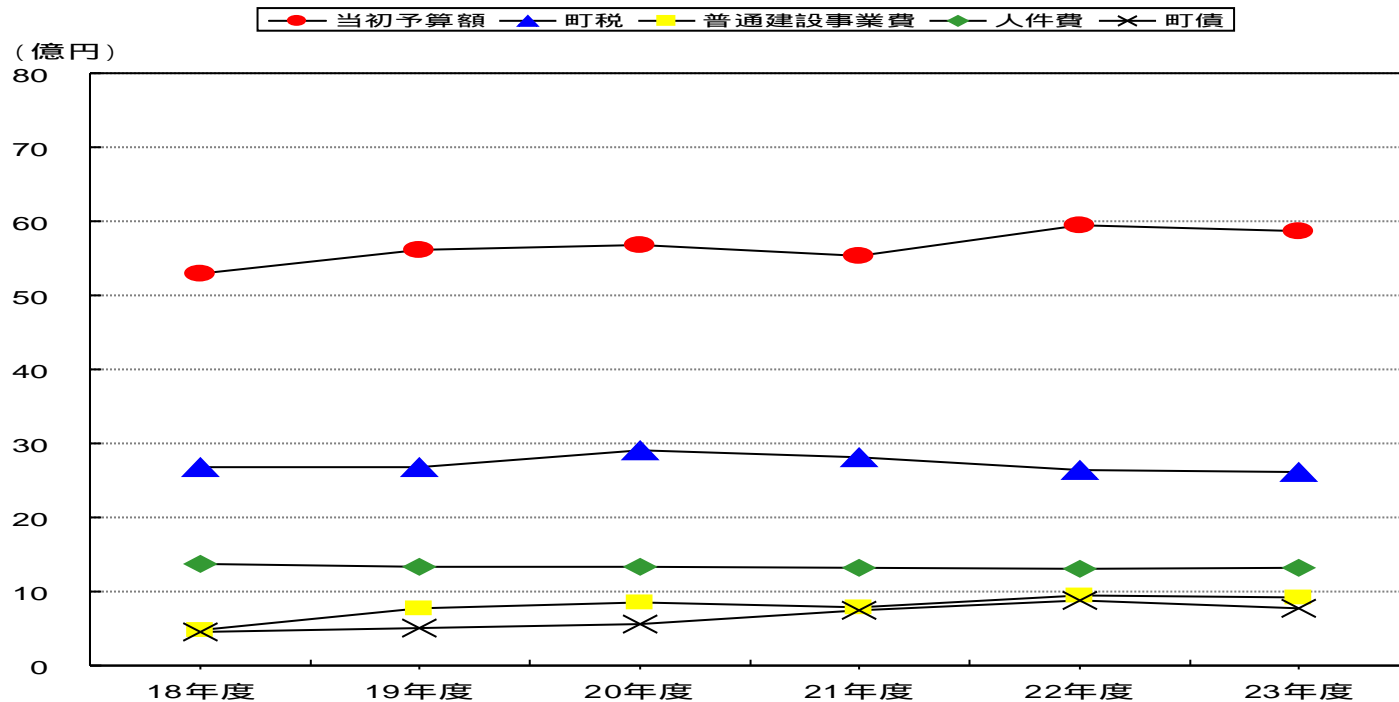


予算の大きさ(純計99億1875万円)





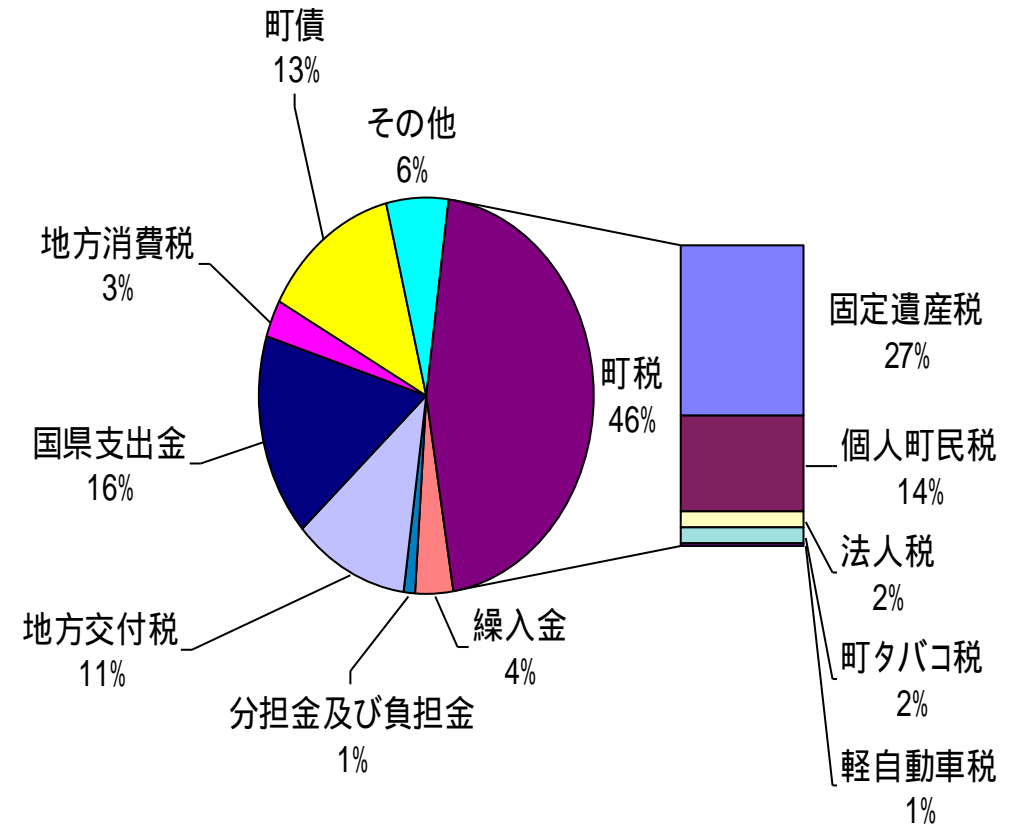
### 予算額等の推移



	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
当初予算額	5,298,000	5,613,000	5,682,000	5,532,000	5,950,000	5,865,000
町税	2,683,660	2,683,660	2,910,950	2,816,779	2,642,096	2,616,686
普通建設事業費	478,738	772,758	851,159	786,713	940,021	923,881
人件費	1,370,411	1,335,940	1,332,066	1,323,394	1,303,874	1,319,913
町債	454,400	503,200	556,965	740,100	877,300	772,200

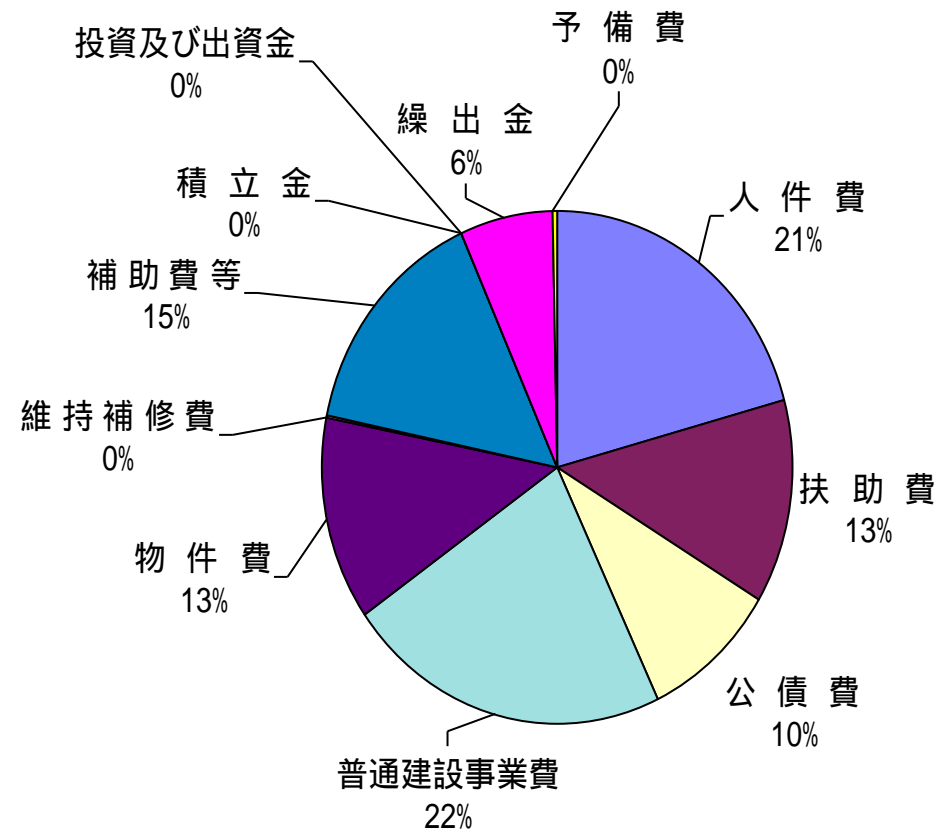
区分	予算額
固定遺産税	1,496,084
個人町民税	828,147
法人税	140,778
町タバコ税	120,147
軽自動車税	31,529
繰入金	206,002
分担金及び負担金	70,408
地方交付税	628,000
国県支出金	951,627
地方消費税	180000
町債	772200
その他	355276

## 平成23年度予算歳入内訳



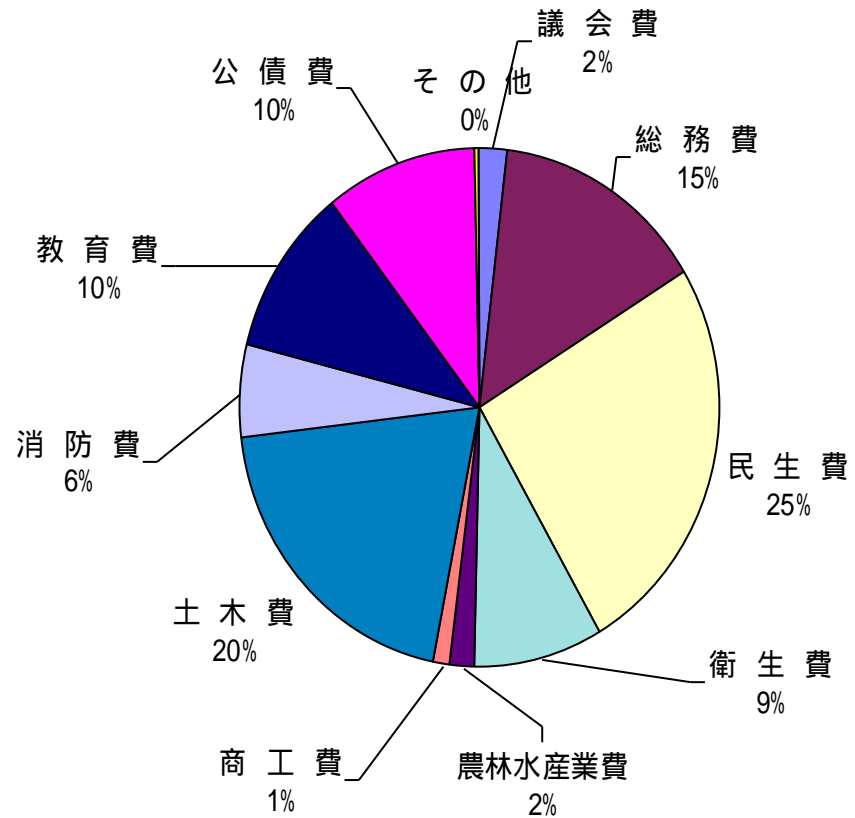
# 性質別歳出

人件費	1,319,913
扶助費	813,324
公債費	605,318
普通建設事業費	1,418,642
物件費	801,378
維持補修費	24,779
補助費等	945,895
積立金	126
投資及び出資金	0
繰出金	410,168
予備費	20,218



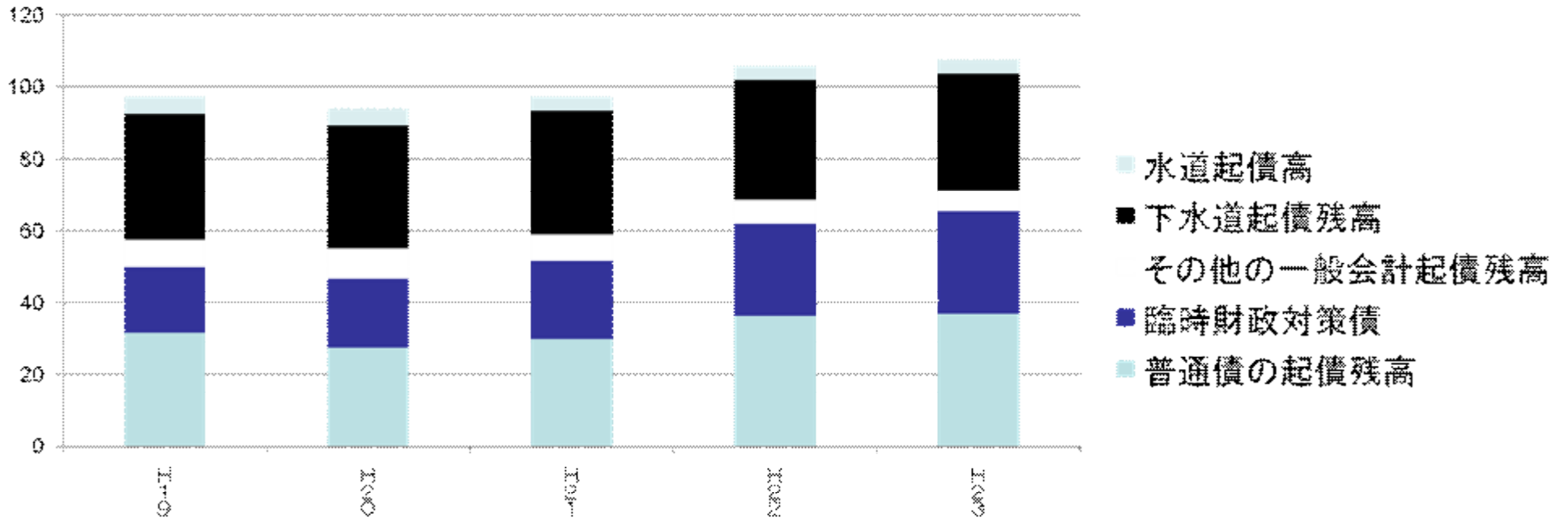
# 目的別歳出

科目	予算額	一人当たり
議会費	107,188	5.701
総務費	859,223	45.696
民生費	1,480,631	78.744
衛生費	505,697	26.894
農林水産業費	96,559	5.135
商工費	60,988	3.244
土木費	1,181,976	62.861
消防費	339,768	18.070
教育費	607,319	32.299
公債費	605,318	32.193
その他	20,313	1.080
合計	5,864,980	311.917



# 嵐山町の総債務残高(千円)

	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
普通債の起債残高	3,160,865	2,731,289	2,991,618	3,631,176	3,696,373
臨時財政対策債	1,819,722	1,949,865	2,177,198	2,563,169	2,833,416
その他の一般会計起債残高	785,582	810,219	732,387	653,069	572,923
下水道起債残高	3,481,665	3,453,277	3,428,642	3,360,476	3,265,117
水道起債高	494,453	440,286	396,292	350,622	373,866
起債残高合計	9,742,287	9,384,936	9,726,137	10,558,512	10,741,695



# 23年度新規事業と第5次総合振興計画

## 1. はじめに

3月の第1回定例議会において、町長から町政運営に関する基本的な考えと予算の概要について「平成23年度施政方針」が示された。

この中で、阪神淡路大震災はコミュニティの重要性を再認識する転換点であり、安全・安心、地域の振興やコミュニティの復活は、人と人のつながり無くしては実現できないとし、また、H17年には人口減少社会に突入、リーマンショックの大不況、東アジアなど新興国の経済発展、GDP(国内総生産)は中国に抜かれ世界第3位など、今まさに、時代の大きな転換点であると指摘。

嵐山町のまちづくりにおいて、今ほど見通しのつかない時期はなく、人口減少、少子高齢社会の状況下での運営となり、且つ、H12年の法改正により、地方分権の進展が進み、基礎自治体として自主的で個性的な運営を要求される。こうした背景のなか、第5次総合振興計画を策定した。

町民・行政・企業・各種団体が心を合わせ、更なる協働による「地域経営」のまちづくりにより難局を乗り越える。

## 2. 23年度新規事業 別紙

### 3. 第5次総合振興計画について

#### 総合振興計画とは

総合振興計画は、町の「最上位計画」に位置づけられ、町の10年後の将来像(目標)を示し、「まちづくり」を総合的かつ計画的に推進する計画。

この総合振興計画は、地方自治法第2条第4項に定めることが位置づけられている。

町の事務事業はこの総合計画の方針に沿って行われることになる。

これにより、都市整備・環境・福祉・産業振興・生涯学習・教育など様々な分野にわたる事務事業を一つの方向性のもとに計画的に推進していくこととなる。

【地方自治法第2条第4項】市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即し行なうようにしなければならない。

(但し、国の地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に伴い策定義務の廃止の法律案を先の国会に提出)

## 平成23年度一般会計の主な事業

(単位:千円)

町民と行政の協働による調和のとれたまち				歴史・文化の香り高く子供の笑顔あふれるまち			
新規	ボランティア活動支援事業	2,152	ボランティアコーディネーター設置	拡大	学童保育室事業	750	ファミリーサポート事業
健康で互いに支えあう生き生きとしたまち				拡大	学校給食運営管理事業	35,000	学校給食センター調理等業務委託
拡大	予防接種事業	47,317	子宮頸がん、ヒブワクチン、小児肺炎球菌の助成	新規	発達障害児早期支援対策事業	490	発達障害児支援
拡大	乳幼児健診事業	2,963	フッ素塗布事業	拡大	図書館管理事業	21,761	Web図書検索予約システム導入
拡大	母子保健事業	1,729	赤ちゃん教室				
拡大	後期高齢者保健事業	161,722	75歳以上の人間ドック	拡大	スポーツ施設管理事業	2,000	B&G海洋センター修繕工事設計委託



水と緑に恵まれたうるおいのあるまち				安全・安心で活力に満ち、快適に暮らせるまち			
新規	公園等整備 工事	22,500	堂沼公園工 事	拡大	消防施設整備 管理事業	14,307	防火水槽設置 鎌形・平沢
継続	地球温暖化 防止事業	5,000	太陽光発 電・高効率 給湯器・太 陽熱温水器 設置補助	拡大	道路維持事業	5,239	道路面清掃業 務委託（県緊 急雇用事業）
				新規	橋梁改修工事	4,800	橋梁長寿命化 修繕計画の策 定
新規	市町村設置 型浄化槽事 業方針策定 業務委託料	2,000	公共用水域 の水質汚濁 を防止し、 環境衛生の 保全を図る	拡大	土地改良事業	9,100	前沼下流排水 路工事
				新規	マスコット キャラクター 等作成事業	2,050	イメージアッ プ・地域活性 化
				新規	デマンド交通 事業	6,035	75歳以上タク シー券補助

## 2. 嵐山町を取り巻く社会状況

### 人口推計

区 分	平成19年	平成22年	平成27年	平成32年
人 口	19,365	18,974	18,600	18,100
年少人口 (14歳以下)	2,370 (12.2%)	2,249 (11.9%)	1,930 (10.4%)	1,580 (8.7%)
生産年齢人口 (15～64歳)	13,082 (67.6%)	12,348 (65.1%)	11,210 (60.3%)	10,330 (57.1%)
高齢者人口 (65歳以上)	3,913 (20.2%)	4,377 (23%)	5,460 (29.3%)	6,190 (34.2%)







## 嵐山町第5次総合振興計画

### 1. 経緯

第5次嵐山町総合振興計画は、アンケート(1010/2000人)や公聴会(2回2・3名)のヒアリング等を行い嵐山町総合振興計画審議会での審議(5回)やパブリックコメント(3名)を経て、議会の議決を受け策定された。

昭和49年、第1次嵐山町総合振興計画からスタートし、平成13年「未来への風を彩る町の里 緑園都市嵐山」の将来ビジョンを掲げた第4次嵐山町総合振興計画が、23年3月に終了、第5次につなぐ。

### 将来像

「豊かな自然・あふれる笑顔・心の通い合うまちらんざん」

「幸せに暮らす = 豊かな環境 + 人と人とのつながり」

### 3. 新規施策の内容

#### **ボランティア活動支援事業** ボランティアコ デイナータ の設置

ふれあい交流センターを住民活動の中心的拠点とし、地域における住民活動の中心的役割を担う人を育成し、地域活動を支援する。関係団体と連携を図り人と人をつなげる体制をつくる。

#### **自治基本条例策定事業**

住民参加の機会の拡充を図り、地域住民の意思を施策に反映させるため、自治基本条例の制定を図る。

#### **平和事業**

世界の恒久平和の確立と、平和な社会を実現するため、平和の尊さを啓発する事業を推進し、町民の平和意識の醸成を進める。

#### **地域子育て支援拠点事業**

各中学校区に1箇所の地域子育て支援センターを設置し、育児相談に応じ、子育て情報の提供、子育てサークル・子育てボランティアの育成、支援を行う。

## 児童館事業

子育て支援の総合拠点として、既存施設を活用した児童館機能の整備を推進します。

## デマンド交通事業

住民の方が希望する場所から場所までの移動を低額で提供する公共交通サービス。高齢者や子供等のいわゆる交通弱者と呼ばれる方に対する生活交通の確保・充実対策。

## 地球温暖化防止事業

地域住民の地球温暖化防止意識の向上に努める。

## 公共施設の耐震対策状況について

昭和56年以前の施設について耐震補強が必要になります					
	施設名	建設年月	耐震適格	改築	耐震補強
1	嵐山町役場	平成8年	適格	—	—
2	健康増進センター	〃	適格	—	—
3	嵐山町図書館	平成11年	適格	—	—
4	B & G海洋センター	昭和62年			
5	アイプラザ	平成14年	適格	—	—
6	ふれあいプラザなごみ	平成12年3月	適格	—	—
7	〃 やすらぎ	平成14年2月	適格	—	—
8	ふれあい交流センター			平成23年	
9	南部交流センター	平成13年11月			
10	北部交流センター	平成元年			
11	オオムラサキ活動センター	昭和62年	適格	—	—



	施設名	建設年月	耐震適格	改築	耐震補強
12	給食センター	平成21年9月	適格		
13	町立幼稚園	昭和54年			平成20年改修
14	志賀小学校	昭和54年3月			平成16年改修
15	〃 体育館	昭和55年	平成23年耐震診断		
16	菅谷小学校	昭和47年2月			平成8年改修
17	〃 体育館	昭和53年1月	平成23年耐震診断		
18	七郷小学校	昭和49年3月			平成10年改修
19	〃 体育館	昭和42年3月	不適	平成23年度実施	
20	菅谷中学校	昭和50年3月			平成12年改修
21	〃 体育館	昭和40年3月	不適	平成23年度実施	
22	〃 武道場	昭和30年	耐震不要		
23	玉ノ岡中学校	昭和59年	適切	—	—
24	〃 体育館	昭和59年12月	適切	—	—
25	社会福祉協議会	昭和39年3月	未調査		
26	シルバー人材センター		耐震不要		











# 上水道における地震対策

## ・緊急遮断弁

- ① 自身によって破壊された水道管から、水が流失するのを防止する。
- ② 水の流失による浸水、陥没、地崩れ等を防止する。
- ③ 飲料水の確保を図ることができる。

## 設置状況

第2配水場(旧水道庁舎、平沢)、第3配水場(吉田)に平成18年設置、費用4400万円

第1配水場は、送水管敷設替え時に設置する予定

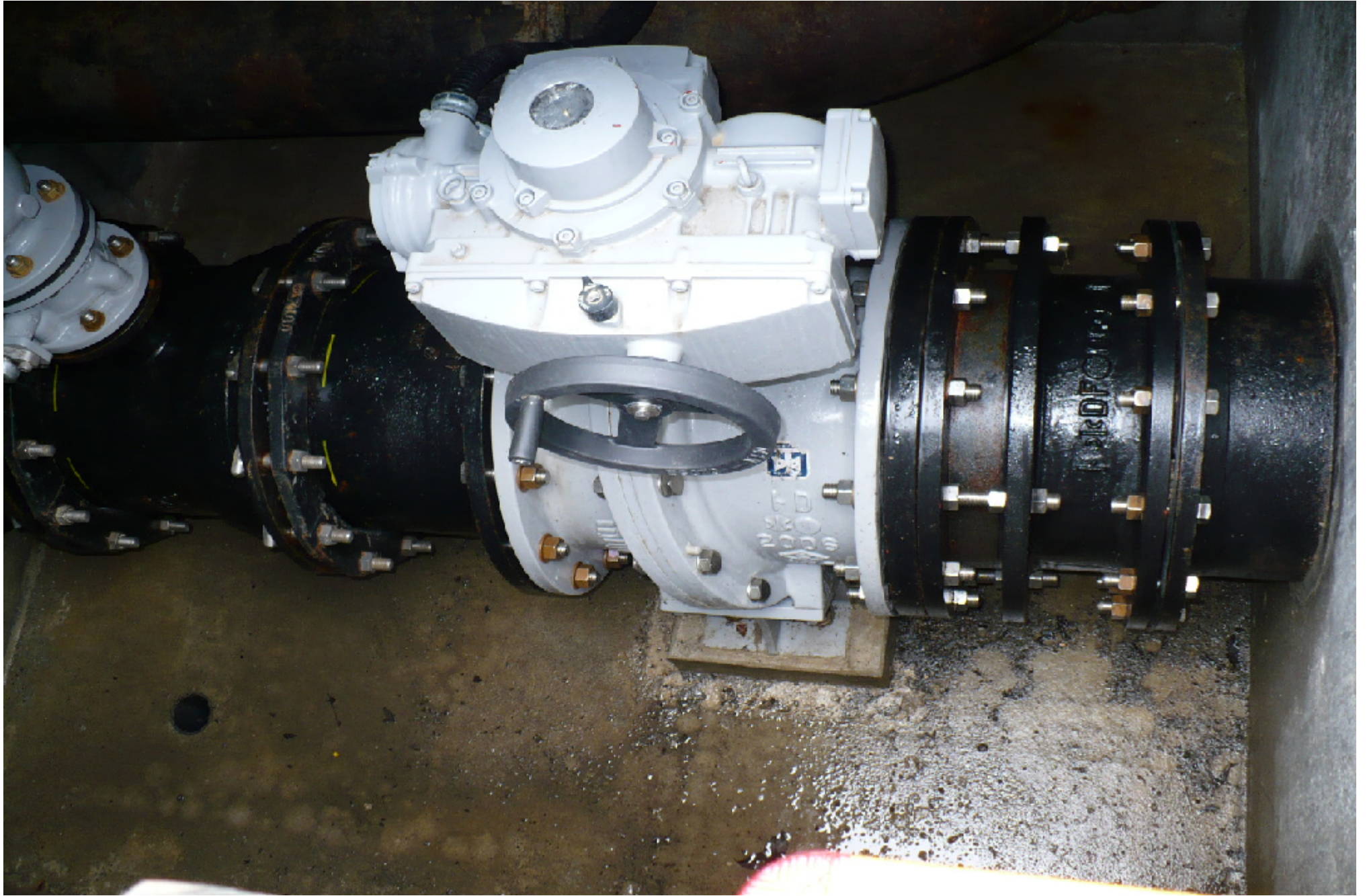
## ・新耐震管(GX形ダクタイル鉄管)

地震時の強い引っ張りにも耐える水道管(新耐震管)を、平成22年、**全国で初めて嵐山町が採用**  
県道熊谷小川秩父線、他 1573m敷設









# 下水道における地震対策

嵐山町内での液状化が予想される場所は、市街化調整区域にはありますが、市街化区域にはありません。

したがって、下水道における地震対策は、レベル1に対応した対策をおこなっています。

## 嵐山町で行っている対策

地震時の動きに耐用出来るように、マンホールと下水管をつなぐ接続部分をゴム製の部品に替えている

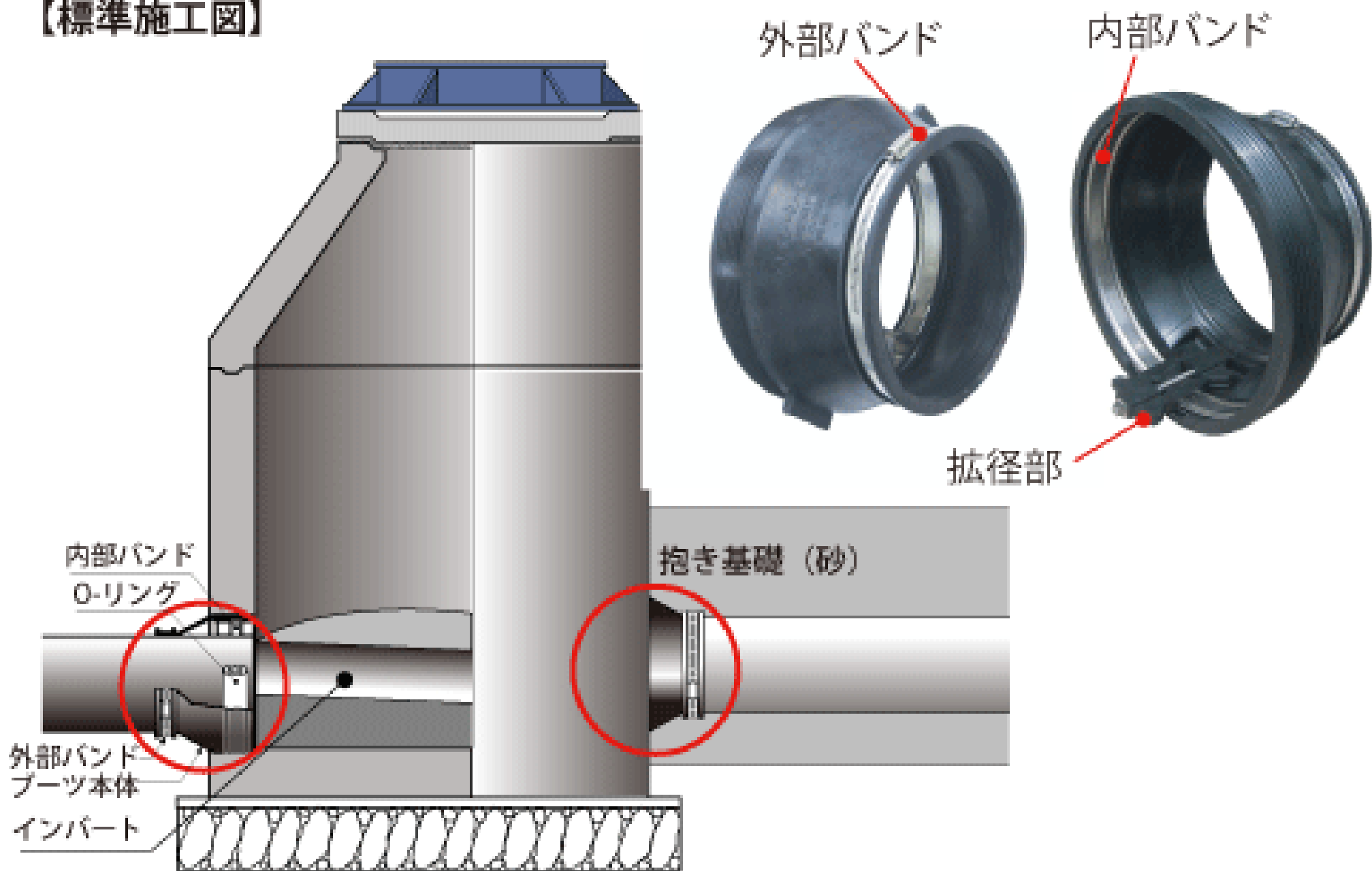
平成10年から順次変更

現在 28.8% (全体 75km うち21kmを整備)

レベル1 = 液状化が起きにくい地域のこと



# 【標準施工図】



工事名 公共下水道枝線(H22-4工区)工事  
工事場所 比企郡嵐山町大字川島地内

墳ビマンホール No.25-1

設置状況

新海上工務店



## 平沢土地区画整理組合事業

### 概要

**名称:** 平沢土地区画整理組合

**面積:** 34.3ha 平沢、千手堂、菅谷、志賀の各一部

**目的:** 道路、公園、排水施設などの公共施設の整備、改善、宅地の造成、既存宅地の整備による居住環境の形成

**計画人口:** 2,700人 80人/ha(現在人口476人 14人/ha)

**事業実施期間:** 自:平成 6年4月22日(設立認可公告日)

至:平成27年 3月31日(清算期間3年を含む)

**資金計画総額**62億6000万円(第5次変更)

### 収入内訳

<b>補助基本額</b>	3億4400万円(国庫負担金1億7200万円、 県補助金8600万円、町費8600万円)		
<b>地方特定道路</b>	6億8480万円(県費3億4180万円、 町費3億4300万円)		
<b>まちづくり交付金</b>	13億4350万円(国費5億3740万円、 町費8億610万円)		
<b>町助成金 23億1006万円</b>	<b>保留地処分金 15億6620万円</b>	<b>その他</b>	453万円
<b>公共施設管理者負担金(歩道拡幅整備事業費) 690万円</b>		<b>借入金</b>	22億3900万円

## 支出内訳

平坦地事業 23年度終了 次降27年度まで清算事業

23年度 借入金 9億4600万円(内嵐山町4億円)

23年度 返済額 2億円 利子返済額町補助を含む 698万円

保留地処分金 7500万円

23年予定借入金残額 7億4600万円

27年度予定借入金残額 5億6000万円

工 事 費		52億2295万円	
築造、道路、水路、公園緑地		15億2796万円	建物移転費 17億3100万円
電柱移設費	上水道	2億6306万円	下水道 2億8609万円
1億1120万円			
整地費	工事雑費	2億7646万円	調査設計費 6億2000万円
6億3805万円			
出補償費	借入金利子	3億1855万円	事務費 1億3965万円
571万円			









# 議会基本条例(案)の構成と考え方

## 前文

地方分権化によって高まった地方議会の役割を明記し、議会の公正性、公平性及び透明性を確保した基本理念を基に、議会活動のあるべき姿勢を定めています。

## 第1章 総則

議会に関する基本事項を定め、議会及び議員の役割や行動指針を明らかにして、町民の負託に応え、町民福祉の向上などに寄与することを目的として定めています。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

議会及び議員の使命と役割についての活動原則を明らかにしています。また、信頼性を高めるための継続的な議会改革の推進や会派の結成についても規定しています。

### 第3章 町民と議会の 関係

町民に開かれた議会を実現するため、議会活動への町民参加をしやすい機会の設定や議会情報公開の充実などの諸方策を明らかにしています。

### 第4章 行政と議会の 関係

議会と町長等との基本的な関係、質問等の充実、議員の質問に対する町長等への「反問権の付与」、予算や重要な政策等に係る説明資料の提示、議会の政策立案・提言、議決事項の拡大などを規定しています。

### 第5章 議会の適正 運営

見えにくい議会運営を明らかにし、議員相互間の自由討議に努め、町民に関心の高い地域的な事案に係る委員会審議を当該地域において開催することができるなどを定めています。



## 第6章 議会の機能 強化

議会は、単なる議決機関にとどまらず、行財政の監視、評価並びに政策の立案や提言に関する機能の強化を図るため、専門的知見の活用や議員研修会等の開催に努めることなどを規定しています。

## 第7章 政務調査費

議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付される政務調査費の用途を明らかにするため、その収支報告書を公開することを定めています。

## 第8章 議員定数、議 員報酬、政治 倫理

議員定数や議員報酬の改定については、行財政改革の視点のみでなく、第三者の意見を聴取するなどの仕組みを構築すること。また、議員自身は政治倫理を遵守して行動することを規定しています。

## 第9章 最高規範性と 見直し手続

この条例が、議会における最高規範であって、他の議会条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を十分尊重すること、また、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて条例の見直しを行うことを定めています。

## 附 則

この条例の施行期日及びこの条例を制定するに当たり、本条例に取り込まれる「議会の議決に付すべき事件を定める条例」を廃止することを規定しています。

## 仮称嵐山町地球温暖化対策推進条例

- 1、2050年までの気温上昇を産業革命から2℃以内に抑えないと、地球環境に取り返しのつかないダメージを与える。
- 2、国際的、国内的、都道府県、市町村での政策が異なる。住民に身近な自治体としての役割のもとに気候変動への政策をすすめていく。
- 3、国、都道府県では、CO<sub>2</sub>の排出量は推定できるが、市町村単位では、現段階では、算定できないことが明らかになった。市町村単位で、電力量・ガス使用量などのエネルギーの使用量を事業者が報告する制度が必要。国に意見書を提出
- 4、条例案制定に向けて、8回の意見交換会を開催。(大妻嵐山中高校生・嵐山町中学生も)具体的な地球温暖化対策地域推進計画を町民参加で策定していく。
- 5、低炭素・低エネルギー政策は、地球規模で進展があるため、その都度条例をみなおす。
- 6、市町村議会の議員提案による温暖化対策の条例制定は、だんだん日本で最初のものらしいことがわかってきた。





